

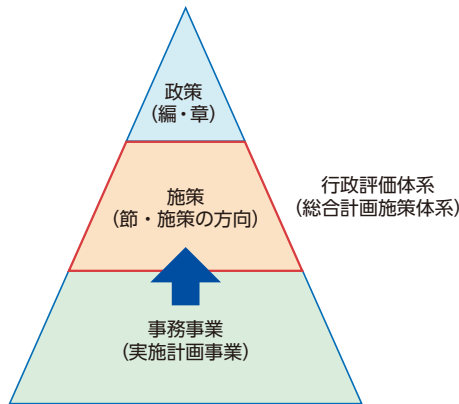


進めています！行政改革

施策の評価を本格実施

25年度取り組み結果

☎政策経営課 ☎70・5657



市では、限られた財源を有効に活用し、効率的な行政経営により市の基本構想「緑と文化が薫るふれあいのまち」を実現するとともに、市民に対して市の取り組みの成果を説明するため

行政評価による改善

に平成16年度から行政評価制度を導入しました。24年度に、これまでの事務事業(手段)から、総合計画上、上位に位置する施策(目的)を対象とした評価を試行し、25年度から本格実施しました。施策評価では、施策を構成する事務事業(手段)の貢献度を評価し、事務事業間の優先順位付けをすることで、より効果的で効率的な行政資源の再配分につなげます。25年度は10施策を対象に1次評価(自己評価)を実施し、うち3施策を対象に外部評価(市民評価)を実施しました。外部評価の結果は次のとおりです。詳しくは、市ホームページや情報公開コーナーで閲覧できます。

施策名	行政のサービス水準	コスト	行政の関わり
資源循環型社会の構築	維持	維持	維持
子育て環境の充実	上げる	上げる (短期集中的に)	市民と共に拡大
公共交通ネットワークの整備促進	上げる	下げる (採算性重視)	下げる

第3期集中改革プラン

市では、18～27年度を計画期間とする行政改革大綱と、その行動計画である「あやせ集中改革プラン」を策定し、行政運営から行政経営への移行を進めています。

同プランでは18～21年度の4年間で第1期(移行期)、22～24年度の3年間で第2期(成長期)とし、職員・組織・行政システムの三つの改革と、市民と行政の新しい関係づくりに取り組みました。

第3期では25～27年度の3年間で成熟期間として位置付け、行政経営への移行をさらに推し進めています。そのため、新たな取り組みや、これまでの取り組みの拡大・拡充により、着実な達成を目指しています。

25年度の実績

全体の行政改革効果は、職員給与の削減などによる1億2032万円の経費削減、未利用地売却などによる1153万円の増収です。詳しくは、市ホームページや情報公開コーナーで閲覧できます。

商工業者を応援します

☎商工振興課 ☎70・5661

市内で頑張っている中小企業を支援するため、各種制度を実施していますので、ぜひ利用してください。

商業編

◆あやせの新品種をつくりませんか
市内小売業者に、新商品の開発経費の一部を補助します。綾瀬らしさのある商品(飲食物)で、販売開始から1年以内のものが対象。補助額は開発経費の2分の1で、10万円が上限。
◆綾瀬ブランド商品の販路

を拡大しませんか

市内小売業者が、販路拡大を目的にイベントなどへ出店する際の広告や出店にかかる経費の一部を補助します。市内農産物の加工食品か、綾瀬のイメージアップにつながる商品が対象。補助額は対象経費の2分の1で、広告経費は2万円、出店にかかる経費は1回あたり2万円(3団体以上で共同の場合5万円)が上限。

商工業編

◆中小企業活性化事業補助金
市内ものづくり企業の持続的な事業展開を、より強力に支援するために、5つのメニューで支援します。
①経営アドバイザーを無料で派遣
経営革新・販路拡大・新規事業展開などの取り組みを支援するために、中小企業診断士・社会保険労務士・ITコーディネーターなどの専門家を無料で派遣します。条件などは問い合わせてください。
②人材育成を支援
県産業技術センター(海老名市下今泉)と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する技術者研修の受講費用を補助します。補助額は研修受講料の2分の1で、20万円が上限。

③見本市などへの出展支援
国内外で開催される見本市・展示会などの出展に要する経費を補助します。会場使用料・展示品や配布資料の作成委託代・輸送委託費・通訳委託費などが対象。補助額は対象経費の2分の1で、20万円が上限(団体の場合は3分の2で、30万円が上限)。

④産業財産権の取得を支援
特許権・意匠権・商標権・実用新案権の出願・審査請求・登録(初回分のみ)・弁理士への委託費用などに必要な経費を補助します。補助額は対象経費の2分の1で、10万円が上限。
⑤企業間や産学公による連携事業を支援
市内中小企業が大学などと共同して新技術・製品に関する研究開発、技術革新に取り組む事業や市内中小企業2社以上が共同で新技術・製品の開発に要する経費を補助します。原材料・機械装置・調査・委託・検査費、研究経費などが対象。補助額は対象経費の2分の1で、50万円が上限。

企業巡回訪問を実施

企業技術者OBや中小企業診断士などの支援専門家と市職員が一体となって市内企業の巡回訪問を実施しています。各企業のニーズに合わせた、きめ細かな支援や大学・公設試験研究機関などへの連携を、無料で調整します。

◆売却用地・貸工場の情報を募集
企業誘致促進のため、移転などで遊休化した工業系の売却用地や貸工場の情報を、地権者や宅地建物取引業者から集めています。情報



報は市ホームページに掲載し、市内進出などを希望する企業に提供します。ぜひ情報を寄せてください。
◆障がい者雇用事業所に報奨金を交付
市内で1年以上継続して営業する中小企業で、毎年1月1日現在、雇用保険被保険者の障がい者を1年以上雇用している事業主が対象。雇用している障がい者1人につき年額4万円を5年間交付。
◆中小企業退職金共済制度奨励補助
勤労者退職金共済機構が市商工会と共済契約を締結した中小企業者で、市内で事業を営んでいる事業主が対象。事業主が従業員のために支払った退職金共済掛金の10%以内で、対象者1人につき月額5千円が上限。
◆中小企業融資制度
経営の安定や振興のため、融資制度を設けています。この制度で資金の融資を受けた方を対象に、信用保証料補助や利子補給の各種補助制度もあります。

◆中小企業融資制度
経営の安定や振興のため、融資制度を設けています。この制度で資金の融資を受けた方を対象に、信用保証料補助や利子補給の各種補助制度もあります。